

船舶事故調査報告書

令和元年9月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（ドルフィン）
発生日時	令和元年5月17日 10時01分ごろ
発生場所	北海道釧路市釧路港西区第2ふ頭南側バルク1号棧橋ドルフィン 釧路港西区南防波堤東灯台から真方位302° 1,110m付近 (概位 北緯42° 59.7′ 東経144° 19.8′)
事故の概要	貨物船 ^{ティアン ジェン} TIAN JIANは、着棧操船中、ドルフィンに衝突した。
事故調査の経過	令和元年5月28日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	貨物船 TIAN JIAN（中華人民共和国籍）、26,770トン 9722754（IMO番号）、COSCO SHIPPING SPECIALIZED CARRIERS CO., LTD
乗組員等に関する情報	船長（中華人民共和国籍）、免状不詳 水先人、釧路水先区一級水先人水先免状
負傷者	なし
損傷	本船 右舷船首部外板に擦過傷 棧橋 ドルフィンのコンクリートに欠損
気象・海象	気象：天気 霧、風向 南南東、風力 2、視界 不良 海象：海上 平穏 釧路市には、5月14日14時49分に濃霧注意報が発表され、本 事故時も継続中であつた。
事故の経過	本船は、船長ほか21人（全員中華人民共和国籍）が乗り組み、水 先人が水先業務に当たり、釧路港西区第2ふ頭南側バルク1号棧橋 （以下「本件棧橋」という。）の前面海域において、左舷船首部及び 左舷船尾部にそれぞれ配したタグボートを使用して左回頭し、出船右 舷着けする予定で本件棧橋に接近した。 本船は、極微速で後進中、水先人が、船尾部が本件棧橋に近いこと に気付いて離れようと思ひ、左舷船尾部のタグボートに微速で引かせ たところ、船首部が右舷方に振れて右舷船首部が本件棧橋西側のドル フィン（以下「本件ドルフィン」という。）に衝突した。 水先人は、船尾部をタグボートに引かせた際、視界不良により船首 及びその周辺がよく見えず、船首部が本件ドルフィンに接近している ことに気付かなかつた。
分析	本船は、右舷着けの予定で左舷船首部及び左舷船尾部にそれぞれ配 したタグボートを使用して極微速で後進しながら着棧操船中、水先人 が、船尾部が本件棧橋に近いことに気付いて離れようと思ひ、視界不 良で船首部と本件ドルフィンとの距離を把握していない状況で、タグ

	<p>ボートに船尾部を左舷方へ引かせたことから、船首部が右舷方に振れて右舷船首部が本件ドルフィンに衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船がタグボートを使用して極微速で後進しながら着棧操船中、水先人が、船尾部が本件棧橋に近いことに気付いて離れようと思い、視界不良で船首部と本件ドルフィンとの距離を把握していない状況で、タグボートに船尾部を左舷方へ引かせたため、船首部が右舷方に振れて右舷船首部が本件ドルフィンに衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 視界不良時に着棧する場合、レーダー、GPSプロッター等を活用して、棧橋と船体との相対位置関係の把握に努めること。 ・ タグボートを使用して着棧操船を行う場合、船体の動きに注意を払い、タグボートを適切に使用すること。